

令和 7 年度第 2 回和田区地域協議会

次 第

(会 議) 日時：令和 7 年 5 月 21 日 (水) 午後 7 時 30 分～
会場：ラーバンセンター 第 4 研修室

1 開会

2 報告

(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

3 自主的な審議

(1) 自主的な審議の進め方について

4 事務連絡

5 閉会

【次回協議会 6 月 18 日 (水) 午後 6 時 30 分～：ラーバンセンター】

【次々回協議会 7 月 16 日 (水) 午後 6 時 30 分～：ラーバンセンター】

4/16 第1回地域協議会 グループワークまとめ

1班

- ・地域独自の予算事業に制度が変わってから備品購入が補助対象にならないため、手を引いた町内会が多い。
- ・一度計画して申請すると複数年度にわたって継続して継続していく可能性が高い。また、バージョンアップしていくやり方も見受けられる。
- ・和田区でも健康ウォークが開催されていて、最近は参加者数が減ってきているが春と秋の実施が定着している。
- ・大和神社では、春、秋の例大祭で神楽をやっている。そういうものを盛り上げていけたらよい。
- ・かつて上越妙高駅の脇野田通りでお雛様を飾ったりして賑わいを作っていた団体から活動をやめた事情を聞いてみることも大事。
- ・地域の人の関心があるのは防犯・防災。

2班

- ・現状どうやって活動しているか分からぬ団体等もあったが、そういうところにも話を聞いてみて、何ができるかも聞いてみたらどうか。何ができたらではなくて、何をやるために団体が必要か。
- ・町内会長会と親睦を深めてもよいのではないか。
- ・和田区のクラフトビール会社が実施しているイベントを地域を巻き込んでやってみるのはどうか。最初の会場はその会社で、次は別の会場でというようにいろいろな場所で開催する。
- ・駅のイルミネーションやイベントの開催などを含めて、小・中学生、高校生を交えていろいろなところへ声掛けしてみる。
- ・防災士会和田支部が近々に立ち上がるることを受けて、地域協議会としても協力する。

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

令和7年5月
上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

(2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

(3) 結果の公表等

・協議の実施状況・・・市ホームページで公表

・地域計画の公表・・・令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）

高士区 谷浜・桑取区
柿崎区 吉川区 名立区

～令和6年度上期（令和6年8月末）

金谷区 春日区 三郷区
和田区 大島区 牧区 大潟区

～令和6年度下期（令和6年12月末）

新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区
浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

（主な意見・課題）

- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代には場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)

地域の農業の将来の在り方等

- ・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更
- ・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更
例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更
②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)

農地の集約化



農業を担う者

- ・新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け
 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要



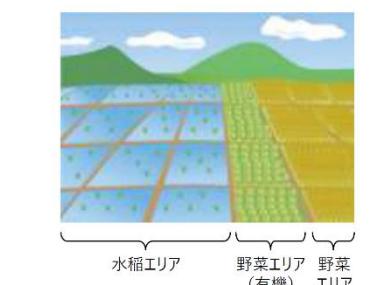
農業用施設

- ・農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け



軽微な変更

- ・地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更
- ・実質的な変更を伴わない変更
例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更
②任意記載事項の変更
③基盤整備や地籍調査による面積変更
④田畠転換
⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など



 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能

農業外の利用 (事前の変更要)

農地の転用

- ・公共用地や農家住宅等に供するための転用
 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更
※一時転用の場合は変更不要



地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	和田区 (高田区の一部を含む) (西田中、石沢、茶屋町、土合、今泉、荒町、脇野田、高田新田、七ヶ所新田、瀬違、下新田、下箱井、丸山新田、五ヶ所新田、島田下新田、島田、岡原、中箱井、上箱井、寺町、西木島、島田上新田、東木島、稻荷、南本町1丁目)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	562 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	562 ha
② 田の面積	538 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	23 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	21 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は上越市の南部に位置し、矢代川と関川に沿ってほ場が広がる田園地帯であるが、同時に、上越妙高駅を中心に商業施設も立地する区域である。農業者の高齢化の傾向はあるものの、担い手への農地集積によって、地域農業を維持している。基盤整備事業実施済みまたは実施中もしくは計画中の区域が多く、ほ場の大区画化による農用地の効率的な利用に取り組んでいる。また、基盤整備事業の計画のない区域については、多面的機能直接支払制度を活用しながら、水利施設等の整備を行い、地域農業の維持を図っている。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

コメを中心とした経営体が多くを占める中、枝豆やブロッコリーなどの園芸作物にも取り組んでおり、基盤整備事業を機に園芸の拡大を図ることを目標としているほか、スマート農業の導入も進めていく。小規模農業者は離農・規模縮小傾向にあるが、農業生産法人などの中心的な経営体が受け皿となり、農地保全に取り組むとともに、農業経営を引き継ぐ次世代の担い手確保にも取り組んでいく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
基盤整備事業実施中もしくは計画中の区域については、事業を着実に推進し、ほ場の大区画化による農用地の効率的な利用を図る。基盤整備事業の計画のない区域についても、引き続き、多面的機能直接支払制度を活用しながら水利施設等の整備を行うとともに、中心的な経営体への農地集積・集約化を進め、農用地の効率的な利用を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	74.6 %	将来の目標とする集積率	90.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
離農者が出ていた場合は、農業生産法人等の担い手が受け皿となり、地域農業の継続を図る。また、担い手同士の農地交換を通して農地の集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
中心的な経営体の作業効率化、計画的な規模拡大が図られるよう、地域内で緊密に連携し取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
基盤整備事業を機に、農地中間管理機構の積極的な活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組
現在実施中もしくは計画中の基盤整備事業の着実な推進が図られるよう、農地中間管理機構の活用、担い手への農地集積に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
区域内の担い手のみでは場をカバーできない場合は、県や市、JA等の関係機関と連携し、地域外からの多様な農業者の受け入れも検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の効率化や一時的な労働力を確保し、農地の継続的な利用を図るために、必要に応じて地域内外の農業法人等に中間管理作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

③石沢地区において、自動給水栓等のスマート農業技術導入を図るとともに、他地区への導入も検討する。

⑦⑧多面的機能直接支払制度を引き続き活用し、各地域での農業用施設等の保全に取り組む。

⑩和田区の担い手を中心に立ち上げた和田園芸振興組合が核となり、園芸作物の栽培を進め、農業所得の向上を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
計			ha	ha		ha	ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

和田区

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
1 認農		水稻	40.1 ha	0.0 ha	水稻	40.1 ha	0.0 ha	Z	
2 認農		水稻	38.0 ha	0.0 ha	水稻	38.0 ha	0.0 ha	W	
3 認農		水稻	15.0 ha	0.0 ha	水稻	15.0 ha	0.0 ha	R	
4 認農		水稻	47.1 ha	0.0 ha	水稻	47.1 ha	0.0 ha	Y	
5 認農		水稻	14.6 ha	0.0 ha	水稻	14.6 ha	0.0 ha	AA	
6 認農		水稻	53.1 ha	0.0 ha	水稻	53.1 ha	0.0 ha	S	
7 認農		水稻+園芸	32.4 ha	0.3 ha	水稻+園芸	32.4 ha	0.3 ha	AC	
8 認農		水稻	37.6 ha	0.0 ha	水稻	37.6 ha	0.0 ha	V	
9 認農		水稻	23.9 ha	0.0 ha	水稻	23.9 ha	0.0 ha	Q	
10 認農		水稻	1.0 ha	0.0 ha	水稻	1.0 ha	0.0 ha	P	
11 認農		水稻	11.5 ha	0.0 ha	水稻	11.5 ha	0.0 ha	U	
12 認農		水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	27.1 ha	0.0 ha	AE	
13 認農		水稻	0.0 ha	0.0 ha	水稻	9.9 ha	0.0 ha	AF	
14 認農		水稻	1.4 ha	0.0 ha	水稻	2.2 ha	0.0 ha	D	
15 認農		水稻	6.7 ha	0.0 ha	水稻	6.8 ha	0.0 ha	G	
16 認農		水稻	1.8 ha	0.0 ha	水稻	1.7 ha	0.0 ha	K	
17 認農		水稻	7.2 ha	0.0 ha	水稻	5.2 ha	0.0 ha	A	
18 認農		水稻	10.4 ha	0.2 ha	水稻	13.7 ha	0.2 ha	E	
19 利用者		水稻	8.2 ha	0.0 ha	水稻	13.9 ha	0.0 ha	F	
20 認農		水稻	7.9 ha	0.0 ha	水稻	9.9 ha	0.0 ha	O	
21 認農		水稻	2.1 ha	0.0 ha	水稻	2.7 ha	0.0 ha	H	
22 認農		水稻	1.9 ha	0.0 ha	水稻	4.1 ha	0.0 ha	L	
23 認農		水稻	0.6 ha	0.0 ha	水稻	3.7 ha	0.0 ha	B	
24 利用者		水稻	0.5 ha	0.0 ha	水稻	3.9 ha	0.0 ha	X	
25 認農		水稻	4.3 ha	0.0 ha	水稻	4.2 ha	0.0 ha	C	
26 認農		水稻	7.8 ha	0.2 ha	水稻	4.7 ha	0.2 ha	N	
27 認農		水稻	3.6 ha	0.1 ha	水稻	2.5 ha	0.1 ha	I	
28 認農		水稻	9.4 ha	0.0 ha	水稻	4.2 ha	0.0 ha	J	
29 認農		水稻	20.4 ha	0.3 ha	水稻	20.4 ha	0.3 ha	AB	
30 認農		水稻	9.5 ha	0.0 ha	水稻	4.8 ha	0.0 ha	AD	
計			417.9 ha	1.2 ha		459.9 ha	1.2 ha		